

平成19年度 第3回瑞穂市上下水道事業運営審議会 会議録

日 時 平成19年10月29日(月) 午後3時00分から午後5時00分
場 所 市役所南庁舎2F大会議室

出席者 会長 鈴木 治 副会長 河合 和義
桜木 ゆう子 安藤 由庸
小寺 徹 若園 五朗
平田 芳子 馬淵 秀雄
棚瀬 友啓 二重谷 伸行
古川 貴敏 新田 年一
細川 大二郎

欠席者 澤井 幸一

事務局 水道部長 河合 信 水道事務課長 丹羽 秀樹
水道施設課長 棚瀬 龍 水道事務課長補佐 工藤 浩昭

傍聴人 2名

1. 前回の審議内容の確認

(会長) 第2回会議録の要旨の読み上げ及び確認。

2. 審議内容

(事務局棚瀬) 第3回資料の説明

(鈴木会長) ありがとうございます。資料について質問がありましたらお願いします。

.....

(鈴木会長) 質問がないようですので、次ぎに進みたいと思います。今回から3つの審議内容について議論することが決まっています。11月中旬までに答申ができれば12月議会に間に合うと聞いていますので、そういう形で進めたいと思います。答申をどういう風にまとめたらいいか事務局から提案をお願いします。

(事務局河合) まとめ方の案について3点に絞って審議することに決まりました。諮問内容は下水道の超過使用料単価を180円から150円にしたいという内容です。審議項目の1点目は使用料の対象経費は何かということで維持管理費だけとか資本費の一部までとかいろいろ意見を出してもらいました。2点目の汚水の集合処理区域以外の人にどう説明するかについて、整備計画をたてる必要があることや経営指標を示すべきとかの意見が出されました。3点目の未接続者の実態調査については、アンケートを実施する必要があるとかの意見がありました。このような内容を踏まえ、答申の案を作成できるように、本日は審議を進めてもらいたいと思います。

- (鈴木会長) この会議で結論を出すことが必要であると認識していましたが、審議会の流れをくみ取って事務局で答申の案を作ってもらえるそうですので、意見を集約する必要はないようです、各自の意見が反映されるように議論をお願いします。
- (平田委員) 前回の結論を会議録から自分なりに解釈すると、全体的な下水道計画ができた時にも、今と同じ理屈で使用料の算定が行えるように、今回の使用料改定を行うことであったと思います。今回、値下げをして本当に接続が進むのか、処理区域以外の地域の人にどう説明するかという問題もある。そのような意見を盛り込んで答申を作成したらどうかと思います。
- (鈴木会長) 使用料の値下げには、下水道の整備計画が必要であるとかの付帯条件をつけてもいいと思います。みなさんの意見を反映して答申の案を作っていただけということですか。
- (平田委員) 答申の中身は事務局ではなく、審議会の中で方向性を決めていかないといけないと思います。
- (鈴木会長) 一字一句のことは、事務局でということですか。その他、何かありますか。
- (事務局河合) その通りです。一字一句のことは事務局で原案を作成します。
- (鈴木会長) 前回から3つの観点で議論していくことになっています。使用料の対象経費は何か、維持管理費だけか、資本費の何%ぐらいまでか、汚水の集合処理区域外の人への対応は、水洗化率の向上はどうしたらいいかということについて議論したいと思います。
まず、1点目について議論をお願いします。
第2回の資料P3の「事業の管理・運営費用のすべて」とは、維持管理費のことであると思っていましたが、これには、資本費も含めるということですか。そういう観点から議論をお願いします。
- (小寺委員) 本日の資料について質問します。資料P2の特環の維持管理費は、46,644千円ですか。
- (事務局工藤) そうです。その下に書いてあります43,687千円が汚水処理維持管理費ということで使用料の対象とする維持管理費です。
- (小寺委員) どう違うのですか。
- (事務局工藤) 基準内繰入を考慮した額が汚水処理維持管理費です。上と下との差額は公費で負担してもよいという金額です。
- (若園委員) 43,687千円は、接続率85%の時の基準額ということですか。

- (事務局工藤) 違います。18年度の決算額です。
- (小寺委員) もう一ついいですか。18年度の決算書でいうとどれが維持管理費になるのですか。
- (事務局工藤) 下水道事業特別会計の場合ですと、一般管理費と施設管理費の合計額から建設投資にかかった人件費を控除した額です。
- (小寺委員) わかりました。
- (鈴木会長) 他に意見はありますか。
- (若園委員) 水洗化率85%になれば、使用料収入も増えるが維持管理費も増えるということですか。
- (事務局工藤) そうです。しかし、同じ曲線では増えません。
- (平田委員) 一番下の繰入基準を考慮した場合の1人当たりの金額がポイントになると思います。浄化槽について費用はどうなっていますか。
- (事務局丹羽) 浄化槽については、第2回の資料P31に記載してあります。
- (古川委員) 下水道使用料は従量性だから、単純な浄化槽との比較はできないと思います。
- (平田委員) 浄化槽を比較に出すとややこしくなるということですか。
- (古川委員) 市民とすると浄化槽と比較するとどうなのかという感情はあります。
- (安藤委員) 建設にかかった費用とは資本費のことですか。建設にかかった費用は資本費の中に反映されているのですか。
- (事務局工藤) この資本費は、起債の元金と利息です。過去の建設費の一部が反映されています。
- (安藤委員) 何が言いたいかということ。今後、下水道使用料を決定していくうえで土地の取得、建設費用はすべて公費として維持管理費と今後の修繕費の積立費を使用料の対象とするのが私の考えです。
- (事務局工藤) 安藤委員の意見を経営指標に当てはめると、資本費は使用料の対象とせず維持管理費のみを使用料算定の対象とするということになると思います。
- (平田委員) 安藤委員の言われているのは、維持管理費及び修繕費ということではないですか。
- (事務局工藤) 修繕費は維持管理費の中に含まれています。資本費には新規の建

設費が反映されています。

- (若園委員) 資本費とは、建設した時の起債の元金と利息です。
- (平田委員) 借金です。建設費ということです。
- (鈴木会長) 耐用年数が過ぎれば修繕しないといけないのですか。
- (安藤委員) 将来的な維持管理費には、修繕計画を立てその費用も含める必要があるということです。
- (事務局工藤) 長期的な修繕計画から修繕費を使用料に反映させるのは正確でないため、国が提言している使用料改定の時期は2年から4年となっています。岐阜市や大垣市は、実際国の提言のとおり2年から4年の間に使用料改定の審議を行っています。岐阜県内のその他自治体は、そうではないところが多いと思います。
- (平田委員) 原価償却まで入れなくていいということですか。
- (事務局工藤) 原価償却も含めて使用料の対象経費とすべきです。
- (古川委員) 岐阜市はかなり古くから建設しているので、単純に瑞穂市と比較はできないと思います。名古屋市では、下水道使用料を値下げしようとしていると聞いたことがある。他の自治体の状況をホームページで調べると、資本費の対象割合をどうするのかを検討していると思います。
- (二重谷委員) 議論する前提として、国は使用料体系の方針をしっかりと出しているので、その当たりを踏まえて諮問に対して答申を出さなければならない。資料P2で特環の汚水処理原価(維持管理費+資本費)は539円となっているが、使用料単価は185円になっている。539円の使用料の設定にしなければいけないのに185円しかとっていないことになる。しかし、効率の悪い下水道については国の方も一般会計から繰入してもいいという金額を示している、それが繰入基準になっている。それを踏まえてどのくらいまで使用料が下げられるかの資料をお願いしてありまして、それが下の表です。そうすると、汚水処理原価の539円が276円になります。国の基準から算定すると276円であり現在の180円の使用料をさらに下げる余地があるのかどうか検討しないといけない。150円にすると、一般会計繰入金が増え国から基準原価が示されている中で値下げとはならないと思います。もう一つ、将来の下水道計画における経営の指標をお願いしてあった訳ですが、それが資料P4になると思います。これについて説明をお願いします。
- (事務局工藤) 第2回の資料P26をご覧ください。これは、汚水の集合処理の未整備地域をどの程度の分区で整備したらいいかという比較表であり、今回の資料P4の経営指標は、この案の一番右側の公共下水道

1 処理区で整備した場合です。指標の算定条件をいいます。未整備地域のみ指標であること。その地域を公共下水 1 処理区で整備した場合です。全域の建設期間を 30 年とし供用開始は建設開始から 8 年目です。管渠の補助対象範囲は 65%、管渠延長 100 km の場合 65 km が補助対象です。処理場の補助対象範囲は 95% で門柵、外構以外の建設はすべて補助対象です。起債の充当率は 90% ~ 95% で補助裏分については 90%、単独事業分については 95% です。償還は 30 年で 5 年据置年利 2.5% の設定です。受益者分担金は 1 戸 15 万円の仮定です。この場合の汚水処理原価（維持管理費 + 資本費）は 278 円です。基本使用料 1,600 円超過使用料 150 円にした場合で、使用料単価は 152 円となり経費回収率は、54.7% です。維持管理費のみを対象とした経費回収率は 150.5% です。しかし、平成 18 年度の繰入基準の率を考慮すると、維持管理費 + 資本費の汚水処理原価は 144 円で、経費回収率は 105.7% となり、平成 18 年度の繰入基準の率をあてはめれば、使用料を 150 円とした場合でも、国が提言している経費のすべてを回収できることとなります。水洗率は供用開始後 20 年で 85% を想定しています。

（若園委員） 第 3 回の資料 P 4 のケース 1 とケース 4 は第 2 回資料の P 26 のどれになるのですか。

（事務局工藤） 第 2 回の資料 P 26 の一番右の公共下水道 1 処理区案の場合の維持管理費で使用料の単価のみを変えた比較です。ケース 1 が超過使用料単価 180 円の場合、ケース 4 が 150 円の場合です。

（二重谷委員） 第 3 回資料の P 4 で、公共下水道 1 処理区で整備した場合の供用開始 20 年後の経営状況で、汚水処理原価（維持管理費 + 資本費）は 279 円になります。基準内繰入を考慮した場合は、144 円になっているが、ここまでは下がらないと思います。これは、精査しなければいけない。

現在の経営状況の中では、使用料を下げる要素が見つからないと思います。

（事務局工藤） 超過使用料 150 円の根拠について、再度ご説明申し上げます。第 1 回の使用料に関する資料 P 20 をご覧ください。これは、180 円に決定したときの資料です。合併協議において、コミ・プラ、農集、特環の合計の水洗化率が 85% になった時の維持管理費を算出し基本使用料 10 m³ までを 1,600 円とした場合、維持管理費が 100% 回収できる超過使用料単価はいくらかということです。180 円にすれば経費回収率 104% になり、170 円では経費回収率 99% になってしまうため 180 円に決定しました。しかし、この維持管理費の算定は、コミ・プラ、特環とも供用開始前の算定であり、未知数の予測でした。しかし、両処理区とも、供用開始し 3、4 年が経費し決算の実績により正確な維持管理費の算出ができるようになりました。かつ、コミ・プラの汚泥処分方法について、当時は脱水機を設置しないということになっていたため、今回の試算よ

り約35,000千円高くなっていました。これらにより、合併時にお約束した同じ算定方法で再算定したのが資料P23のグラフであり、140円では経費回収率98%、150円では103%になるため、今回の諮問では150円を提案しています。

(鈴木会長) 使用料の対象は、維持管理費のみを対象としているということですか。

(事務局工藤) はい、そうです。繰り返しますが、合併時にみなさんにお約束した同じ算定方法で現在、再算定した維持管理費を当てはめた結果150円になるということです。

(若園委員) もう一度、お願いします。

(事務局河合) 合併時に接続率85%で使用料を算定しました。それを今見直したら超過使用料単価150円でも経費が100%回収できるということです。

(若園委員) 現実はどうですか。

(事務局河合) 現実には接続率が85%に達していないから、経費が100%回収できていません。

(事務局工藤) 合併時の算定の85%については、平成24年度を目標としているため、現在は、そこまで達していません。

(事務局河合) それは、維持管理費だけを対象としています。

(二重谷委員) 将来、経費が回収できるからと言う理由で、今維持管理費が100%回収できないのに値下げする理由は見つからないと思います。現在、100%越えている部分があり、その部分について値下げしようということなら、まだ理屈がとれる。値下げすれば一般会計からの繰入が増え、そのことについて、下水道区域外の人に理解が得られるのですか。

(河合副会長) 理解を得るためには、下水道の全体計画を市民に公表することだと思います。下水道計画区域外についての公表がなければ、言われるとおりだと思います。現実には85%になることは、かなり難しいことだと思います。コミ・プラは強制力がなく、特環は強制力があると聞いていますが、行政側も接続に対して努力してもらわないと、ただ値下げするという訳にはいかない。いったん下げたら、値上げするのは難しいと思う。だから、いったん値下げをするが、目標値を定めて何年以内に達成しないなら、また値上げをしますといった時限立法のような形をとったらどうかと思います。

(二重谷委員) 水洗化率が向上しないのは、使用料が高いからと言っているが、本当にリンクしているのかをシビアに検討しないといけない。事務

局は、使用料を値下げすれば急速に接続が増えると言っているが、アンケートなどを実施してどうして繋がらないのかをじっくり検証していかないといけない。使用料の問題と接続の問題を一緒に考えてはいけない。

(河合副会長) そのとおりだと思います。市街地の中には、下水道を待ち望んでいる人もいます。市民のニーズを把握しないとけない。そのためには、下水道の全体計画を公表しないとけない。そうじゃないと、ただやりますでは二重谷委員の言われるとおりになってしまう。公表するという前提で、値下げするということが大事ではないかと思います。

(鈴木会長) ちょっと教えてください。市は合併浄化槽の普及をどんどん進めていこうという考えですか。

(平田委員) 計画がないから合併浄化槽しかできないのです。

(若園委員) 家を建てるとき下水道区域外は、合併浄化槽しか入れられなくて工事費は80万から90万かかるが1件当たり52万円くらいの補助を出して年間215件くらいが対象となっている。平成10年からだと1,000件くらいになり人口だと10,000人くらいの人々が合併浄化槽を使用していることになる。

(鈴木会長) 浄化槽を使用している人の維持管理費は年間6万円くらいになるのですか。

(小寺委員) らくらく一括契約で年間5万7千円くらいになります。

(古川委員) 下水道使用料の平均もそれくらいになると思います。

(鈴木会長) 合併浄化槽の維持管理費と年間の下水道使用料と同じくらいになるのですか。

(二重谷委員) 試算ですと、下水道使用料は処理区によって違いますが、5万7千円から7万円くらいです。

(事務局工藤) 第1回の下水道使用料に関する資料P16に下水道使用料が記載してあります。平均使用水量の27m³ですと58,716円です。

(二重谷委員) 浄化槽維持管理費は第2回の資料のP31に記載してあり、7人槽の場合57,074円でほぼ一緒なのに、下水道使用料だけ値下げするのはおかしいと思います。

(事務局工藤) 浄化槽の維持管理費と下水道の使用料は、別の問題であり分けて考えてもらいたい。

(平田委員) 一般家庭の負担は同じであるが、下水道の場合一般会計の負担もある。長期的に考えないとけないです。

(古川委員) 私はコミ・プラの区域に住んでいて、接続もしています。私の家は使用水量が多いです。無駄遣いと言われるかもしれませんが、私の家の場合、合併浄化槽の維持管理費と年間下水道使用料では下水道の方が間違いなく高いです。下水道区域に住んでいる者だけに一般会計からの補助があるのも事実です。花にあげる水にも下水道使用料を支払い、下水道がない区域の人からは補助してもらっているからと責められています。その原因は加入率が低いからだと思います。今回、加入率を上げる方法として使用料を下げることも一つのいい案だと思います。

(鈴木会長) 合併浄化槽の人は、下水道に繋ぎやすいのですか。

(若園委員) 補助金を交付しておいて、すぐ下水道に繋いだのでは、補助金の無駄遣いではないですか。

(河合副会長) 合併浄化槽の補助金を交付し始めた時によく議論したのかと云うことです。今さらそんなことを言ってもしょうがない。もう、住んでしまっているのだから。その政策が良かったのかということになり、こんがらがってしまう。

(若園委員) 補助金適化法により、8年間事業を継続しなければいけないことになっている。

(平田委員) 結局、整備計画がなかったので、水環境をよくしていくために暫定的に合併浄化槽でも仕方なかった。浄化槽の補助金を交付した人には、下水道が整備されたら接続するという条件を付けているのではないですか。

(二重谷委員) 補助金適化法により、7年間は浄化槽を使用しないといけない。要は下水道計画が7年以内にないところは補助金を国、県、市で1/3の負担で交付している。しかし、瑞穂市の場合3処理区以外は下水道の計画がない。

(古川委員) 合併浄化槽の設置には100万円近くかかると思いますが、それにかかる費用を補助しています。その費用は浄化槽本体だけで、配管の費用は別にかかります。下水道が整備されたからすぐに繋ぎなさいでは、行政側にすごく都合のいい話だと思います。

(桜木委員) 私の家の浄化槽のくみ取りが今朝ありましたが、手紙が入っていました。「この合併浄化槽は、下水道に繋ぎ込みをしなくていいです、すごく費用がかかります」と書いてありました。そういう紙がまわっています。

(休憩お願いします)

(鈴木会長) 休憩という声が出ましたので、どうですか。よろしいですか。2

5分まで5分間休憩します。

(休憩)

(鈴木会長) 再会したいと思います。他に意見がありましたらお願いします。

(馬淵委員) 資本費を使用料の対象にしなければいけないことは分かりましたが、他の自治体はこのことを守っているのですか。大多数の市町村は、一般会計からの持ち出しをたくさんしているのではないですか。全国の状況はわかりませんか。

(鈴木会長) わかりますか。

(事務局工藤) 全国の中で資本費のすべてを、使用料で賄っている自治体はほとんどないと思います。横浜市のような政令市でも資本費のすべてを賄えていないと聞いています。県内の類似自治体の状況はと言いますと、第1回の資料の別冊P2のグラフをみてもらうとわかります。瑞穂市は、維持管理費の80%を使用料で賄っています。羽島市は維持管理費の67%、美濃加茂市は維持管理費の100%と資本の一部、本巣市は維持管理費の39%、安八町及び北方町は、維持管理費の100%と資本費の一部です。

(馬淵委員) 資本費についても使用料で賄うべきであるが、実際は接続率を上げようとかの理由で他の自治体は使用料設定を抑えており、瑞穂市も値下げしていいのではないかと思う。

(二重谷委員) 使用料の設定は、市町村の裁量の範囲であるのでそれでもいいですが、今下げる状況にあるのか、下げる理由があるのかということです。

(鈴木会長) 値下げすれば、接続が増えるということですか。

(二重谷委員) 値下げしても維持管理費だけしか回収できないレベルだということです。平成27年までは、維持管理費すら回収できない予測である。今、一般会計からの繰入金が増える中で、値下げする理由があるか。それに、前回からの3つの論点である、下水道区域外の人にどう説明するのか。

(鈴木会長) これから、どうしましょう。結論が出ないです。ただ言えることは水洗化率だけは上げないといけません。

(小寺委員) 議会でも何人かの議員が下水道について質問してきました。松野前市長は、今の処理区の水洗化率が85%になったら次の計画に入りますと何度も答弁していました。現在の市の方針はどうかをお伺いします。

(事務局河合) 平成16年度に下水道課で未整備地域の下水道計画の財政シュミ

レーションを作成しました。当時、私は財政課長であったので接続が85%にならないと論外であると答えました。それを受けて前市長は答弁したと思います。ところが、現市長に代わり下水道の整備計画を立案することになりました。それで、財政的に下水道が成立するのかをこれから真剣に検討する時が来たと考えています。

(平田委員) 瑞穂市より上流の市町村は、汚水処理の整備に力を入れているが、瑞穂市が結局汚れた水を流している。それでいいのかを考えないといけない。環境をよくするためには、ある程度の費用負担は仕方ないと思います。環境に対してどうするのかを考えないといけない。

(鈴木会長) そういう時代になってきています。

(棚瀬委員) 私は医療の現場にいます。文化的な都市とは、上下水道が必要であると定義されていますので、下水道があることは、今は生みの苦しさです。私も別府住んでいて、接続していないことがこんなに大変な問題であるとは、ここに来るまで知りませんでした。地元で聞いたのですが、この地域は公共ますが設置していなくて、接続の希望をしたら市で設置してもらえると聞いています。ますの設置が本管工事の時に一緒にしてあった都市は接続が割と早いと聞いています。30円/m³値下げで接続の曲線カーブが今の経済では上昇するとは思えません。今は、生みの苦しさを乗り越えればプラスになると思います。やはり、値下げは簡単ですが、値上げするのは難しいです。なので今は、我慢する時です。

(鈴木会長) 2点目の汚水の集合処理区域以外の人に対してどう説明するのかの項目に移りますが意見はありますか。区域外の人とは、合併と単独の浄化槽、くみ取り便所を使用している人のことです。

(安藤委員) 最終的に一般会計からの繰入金はどうするのかに尽きると思います。これは、結局陰の補助金になっている。整備計画をどうするかという問題もあるが、今のお金の問題が第一である。

(桜木委員) 30円値下げして執行部がどれだけ努力をするのかを期待するところです。

(鈴木会長) この2点目は大きな問題ではないということですか。

(安藤委員) いや、大きな問題です。第1の論点の使用料の対象経費と密接にリンクしてくる問題である。この点だけを個別審議するのは難しい。

(若園委員) コミ・プラについて水洗化率が29%しかないのは、何か理由があると思います。公共ますがない等があり、アンケートをとったりして状況を把握しないといけない。水洗化率を上げるために、以前あった5万円の補助をまた行うとか事務局で考えないといけない。浄化槽の補助金と下水道計画と密接に関係しており、将来の瑞穂市の状況と下水道計画と過去の状況などいろいろな問題について考え

る必要がある。

- (二重谷委員) 下水道について情報開示をする必要がある。国土交通省からは使用料と負担の関係について分かりやすく説明するという指導がある。この審議の状況、3つの観点の状況、一般会計からの繰入金の状況について広報等を通じて一般の方にわかりやすく説明してもらいたい。
- (鈴木会長) 情報開示するとともに実態把握する必要があるという意見がありました。それについて何か意見がありますか。
- (古川委員) 水環境について、みなさん理解しないと加入率は増えないと思います。先ほど30円くらい値下げしても加入率は増えないと言う意見がありましたが、私の周りで話を聞くと北方町と使用料の比較をしています。少なからずとも値下げすれば効果はあると思います。
- (平田委員) 先程、若園委員から話があった、値下げしたら本当に、加入率が増えるかどうか疑問があるということについてみなさん気になっているようですが、下水道区域の方に接続しない理由をアンケートではなくて直接聞いたらどうですか。
- (二重谷委員) 特環は供用開始して3年で58%、コミ・プラは供用開始して4年で29%であり、事務局はもう接続しない実態を把握していると思いますので、その理由を挙げてもらい使用料の問題とどう関係があるのかを考えたい。
- (鈴木会長) 事務局はもうすでに接続をしない理由を把握しているということですか。
- (若園委員) 浄化槽は人槽の大きさと費用が決まっているが、下水道の費用は上乘せがあったりしてよくわからないので、比較表をつくったらどうか。
- (事務局工藤) それは、受益者分担金のことで、そのことはわかりにくいかもしれません。
- (鈴木会長) 説明をすることで、接続が増えてくるかもしれないということです。アンケートをとった方がいいのか、個人に説明を求めるのか、どうしたらいいですか。
- (若園委員) 行政が説明するより、自治会長が説明した方が、効果がある。以前は、下水道推進協議会があり地元で積極的に取り組んでいた。
- (鈴木会長) そろそろ時間ですが、他に意見はありますか。
- (小寺委員) この審議会委員は2年の任期であり、下水道使用料についてだけでなく、下水道整備計画についても当然審議していく必要がある。

しかし、当面は使用料についてであり、今回は暫定的な改定をして、将来的な下水道計画ができれば、もう一度議論して見直しますという風に、まとめることでどうかと思います。

(若園委員) 小寺委員の言っていることもわかりますが、国が示していることもあり。接続に関し努力もせずに使用料を値下げするのは順番が違うと思う。接続の努力をして85%になってから使用料を値下げするなら理解できるが、努力もしないで値下げしたのでは、下水道区域外の人に説明がつかない。今の段階で暫定的ではおかしいと思います。

(安藤委員) 小寺委員の中に暫定的という言葉があったが、私はここで、使用料の算定方法を決定したい。将来に渡り変わらない使用料の算定方法をここで決めて、接続率がどうだからとか暫定にするとかは関係なしにした方が、審議会として答申が出しやすいと思います。

(鈴木会長) 算定方法とは、使用料の対象経費が維持管理費だけとか、資本費の一部ということですか。

(安藤委員) そうです。

(河合副会長) それは、合併協議の中で維持管理費のすべてと決まったのではないですか。今さらそれを変えたらおかしくなってしまうと私は思います。

(桜木委員) 個人的には安い方がいいと思います。値下げしたら加入率が上がるかは不安である。それで、加入率が上がったなら値下げしてもよいという条件をつけて実施したらどうかと思います。

(鈴木会長) 市民から使用料を値下げしてほしいという要望はあるのですか。

(若園委員) 自宅まで、「値下げをしてほしい」と電話がかかってきた。

(鈴木会長) 事務局には市民からの情報は入っていますか。

(事務局河合) 市民からの値下げに関する要望はあります。1ヶ月30m³の場合、岐阜県内では大変高いのも事実です。それもですが、内容について審議してもらえたらと思います。

(鈴木会長) 12月議会に提出するために時間がないです。それで、事務局が答申の案を作成してくれます。それについて次回審議したいです。

(若園委員) 委員もだいぶ理解してきました。それで、各委員で意見を出して、自分が答申をつくるならどうするかと言った意見を出してもらったらどうかと思います。

(鈴木会長) 各委員の意見をまとめて答申を作成します。まとまるかどうか、わかりませんが、みなさん、自分の意見を持ち寄って事務局の意見

と比較し審議するというところでどうですか。

- (平田委員) 処理区ごとの課題について、次回示してもらい審議したいです。処理区ごとに課題が違うので、同じでは議論できないと思います。
- (若園委員) 大事なことなので、慌てないでゆっくり考えたい。
- (鈴木会長) 私は12月議会を意識していたので慌てていました。
- (若園委員) コミ・プラについてどうして接続が悪いのかを、この審議会で議論していかないといけない。慌てて12月議会に提出することはない。
- (鈴木会長) 私たちには2年間ありますので、それはやっていかないといけないです。
- (若園委員) 問題点を整理しないと、議論できないのではないですか。
- (河合副会長) 合併協議時の算定方法を変えないで今、算定すると150円になるということなので、それは、変えることはできないと思います。
- (若園委員) 水洗化率が85%になった時という説明だったが、現実はこのような状況である。
- (河合副会長) 今は負担が増えるが、環境問題について議論し市がそれを負担するのかを議会で協議してもらいたい。下水道は市の大きな施策であるので、ここでは議論できない。財源とか、環境とかを議論してもらって公表してもらいたい。ここで、全部議論するのは無理だと思う。この審議会の今までのことで、意見をまとめるということですのでそう思います。
- (平田委員) 環境問題について出ましたが、算定の基本を決めて値下げするならいいですが、目先の接続率を上げるために30円の値下げをするのは違うと思います。ここで、基本的な算定方法を決めるのがいいと思います。
- (鈴木会長) みなさん、次回までに自分の課題、問題点を出してきてください。
- (小寺委員) 事務局の案は、次回の審議会前にほしいです。
- (鈴木会長) 次回の予定を決めたいと思います。
- (日程調整)
- (鈴木会長) では、次回は11月22日木曜日の午後3時から、お願いします。
- (事務局工藤) ここの場所は使えませんので、文書にて案内いたします。

(鈴木会長)

次回までに、みなさん案を考えてきてください。
今日は、これで終わります。